

【件名】 中野区児童相談所の運営状況について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）により、特別区は児童相談所を設置できるようになった。中野区はこれを受け児童相談所設置に向けた準備を進め、令和2年度の江戸川区、世田谷区、荒川区、令和3年度の港区に続き、令和4年4月に児童相談所を設置した。設置にあたっては、子どもの一時保護や措置等の一貫した迅速な児童虐待等への対応や、地域と連携したきめ細かな支援の実現を目的としている。今回は、開設初年度である令和4年度の中野区児童相談所の運営状況（数値は現段階の速報値）及び今後の展開について、迅速で一貫した対応、関係機関連携、専門機能を生かした対応、一時保護所運営の観点から報告する。

1 迅速で一貫した対応

（1）相談受付

① 運営状況

虐待通告受付件数	898件	人口あたりの虐待通告件数	0.0026件
----------	------	--------------	---------

令和4年度の相談受付件数は1,426件で、うち虐待通告件数は898件であった。虐待通告件数は、令和3年度の中野区子ども家庭支援センターの虐待通告件数（588件（関係機関からの調査等を除く））及び東京都杉並児童相談所の中野地区虐待通告件数（430件）の総数（1,018件）と比較して減少しているが、同一案件の通告が中野区と東京都に入りそれぞれ対応していたもの等の影響と考えられる。令和4年度から虐待通告窓口は中野区児童相談所に一本化され、調査、援助決定、支援まで一貫した対応を行っている。

なお、人口1人あたりの虐待通告件数（0.0026）は、国の新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づく全国の標準自治体における同件数（0.001）を上回る値となっているが、都市部の傾向である。

② 今後の展開

- ・虐待通告受付窓口の一本化後の動向を把握する。
- ・人口及び虐待対応件数に応じた専門職（児童福祉司・児童心理司）の確保・育成を継続する。
- ・児童相談業務の効率化、質の向上を図るためモバイルシステムの実証実験・導入検討を進める。

（2）警察からの身柄付き（児童同行による）通告等による一時保護

① 運営状況

身柄付き通告等による一時保護割合 22.7%

令和4年度に警察からの身柄付きの通告等により一時保護を行った件数は29件であり、全体の一時保護件数に占める割合は22.7%であった。

令和3年度における東京都全体の身柄付き通告等の割合は67.8%で、数値の単純な比較はできないが、児童相談所の設置により虐待通告・相談受付から調査、援助決定が迅速に行われ、適時・適切な一時保護により子どもの安全確保が図られたものと考えている。

② 今後の展開

虐待通告・相談受付から一貫したリスクアセスメントを行い、子どもの安全を確保し、適時・適切な一時保護を継続する。

2 関係機関連携

(1) 要保護児童対策地域協議会における連携

① 運営状況

児童相談所、すこやか福祉センターとのケース進行管理会議 年間4回×4地域
個別ケース検討会議の実施 52回

子ども・若者相談課が要保護児童対策地域協議会の調整機関として会議の進行を担い、児童相談所及びすこやか福祉センターが関わるケースについて、すこやか福祉センターごとに年4回の進行管理を実施した。また、個別のケースごとに複数の関係機関が参加し、具体的な支援計画や役割及び方針等を検討する「個別ケース検討会議」は52回実施した。

この他に、児童相談所が地域の関係機関に対し虐待の未然防止、早期発見、早期対応等の取り組みの説明を行うなど、理解と連携を深める機会を設けるとともに、養育環境を支援する各種サービスの利用調整についても関係機関連携の中できめ細かな対応を図っている。

② 今後の展開

児童相談所が地域と積極的に連携することで、支援のすきまを埋め継続的に子どもやその家庭への対応をすすめる。

(2) 社会的養護の推進

① 運営状況

児童養護施設等への措置児童 71人 区内里親登録家庭数 27家庭

令和4年度末現在における児童養護施設等への措置児童は71人（里親委託12人、児童養護施設等59人）であった。児童福祉司や児童心理司は月1回程度施設等を訪問し子どもの話を聴くことを基本とし、施設等と連携した支援を実践した。また、児童相談所が実施する関連研修について施設職員の参加も促すなど、連携強化の取り組みを進めた。

令和4年度末現在における区内の里親家庭数は27家庭で、年度内に新たに里親登録

を行った家庭数は5家庭であった。新規に里親を希望する方への相談は継続的に受け付けている。里親制度の周知や研修等については業務委託により実施した。

② 今後の展開

- ・児童相談所が行う措置等の決定時の子どもからの意見聴取等について、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）（以下「児童福祉法改正」という。）を踏まえた対応を検討する。
- ・里親支援の拡充を確実に実施するとともに、一貫した支援体制の構築について検討する。
- ・施設への措置費の支払いについて事務負担の軽減に向け、児童相談所設置区での事務の共同処理について検討を進める。

3 専門機能を生かした対応

(1) 運営状況

医学相談（児童精神科医等）	77回	延べ121件
法的対応相談（弁護士）	48回	延べ144件
児童相談専門支援（児童相談SV）	24回	延べ72件

医学相談（子どもや家族等への医学診断、職員への助言等）、法的対応相談（知見を要する案件について職員への助言等）、児童相談専門員支援（処遇困難ケース対応や児童相談所の体制強化等について職員への助言等）を通年実施した。児童心理司による心理支援や一時保護における行動診断等に加え、専門性の高い支援体制が身近な地域にあることで対象となる子ども・家庭に対する対応を充実するとともに、職員の専門性向上にもつながっている。

この他に、児童相談所経験を有する業務指導員を会計年度職員として配置し、同行訪問や面接の同席を行う等職員へのバックアップ体制を構築した。

また、ケースに応じて、すこやか福祉センターも児童相談所の専門相談体制を利用できるようにしている。

(2) 今後の展開

- ・医学相談、法的対応相談、児童相談専門支援の体制を継続する。
- ・引き続き専門相談体制のすこやか福祉センターでの活用が進むよう展開を図る。
- ・令和7年度から児童福祉法改正により導入される一時保護の司法審査への対応について検討する。

4 一時保護所の運営

(1) 運営状況

年間保護件数	128件（区一時保護所73件、委託55件）
平均保護日数	34.6日
一時保護所の稼働率	平均65.9%

在籍校への登校	約25%
---------	------

一時保護所の定員は12名（女児5、男児5、幼児2）である。令和4年度における一時保護所での保護は73件、乳児院等への一時保護委託は55件であり、平均保護日数は34.6日であった。令和3年度までの東京都における中野地区の子どもの保護件数は年間で50～60件程度であり、保護件数は大幅に増加している。

一時保護所の稼働率は年間平均で65.9%であるが、定員を超過して保護を行う状況もあった。そうした場合、特別区や東京都との間で広域連携により対応した。一時保護所から在籍校へ登校した児童は対象学齢の児童の約25%であった。この他の児童についても、在籍校と学習状況について共有し、学習支援員を中心とした対応を行っている。

居室は個室を基本とし、子どもが安心できる環境を整備するとともに、一時保護所の生活について子どもと一緒に考える機会をもうけるなど、子どもを中心にその子どもの状況に応じた支援を行う体制づくりを進めている。

(2) 今後の展開

- ・令和5年度から実施される子どもの意見表明等支援事業への対応を確実に行う。
- ・心理療法担当職員を中心とした個々の子どもの状況に応じた支援の展開を進める。